

議案第 1 号

富津市子ども医療費の助成に関する条例の制定について

富津市子ども医療費の助成に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成 22 年 8 月 31 日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

小学校 3 年生までの子ども医療費に係る一部負担金を現物給付によって、小学校 4 年生から 6 年生までの子ども医療費に係る一部負担金を償還払いによって助成することにより、子どもの保健の向上及び子育て支援の充実に寄与するため、条例を制定するものである。

富津市子ども医療費の助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、子どもの医療費を助成することにより、子どもの保健の向上及び子育て支援の充実に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であつて、本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録され、又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）の規定により本市の外国人登録原票に登録されているものをいう。
- (2) 小学校3年生までの子 子どものうち9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。
- (3) 保険給付 規則で定める医療保険に関する法令（以下「医療保険各法」という。）の規定による医療に関する給付（医療保険各法の規定に基づく規約等により支給される附加給付金を含む。）をいう。
- (4) 一部負担金 医療費の額から次に掲げるものを控除した額をいう。
 - ア 保険給付の額
 - イ 国等が法令等の規定により公費で給付する額

(助成対象者)

第3条 この条例による子どもの医療費の助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、子どもを現に監護し、かつ、その生計を維持しているものであつて保険給付を受けることができるものとする。

(助成の額)

第4条 市長は、子どもの疾病又は負傷について、一部負担金から別表に定める子ども医療自己負担金を控除した額を助成する。ただし、当該額が別表に定める子ども医療自己負担金に満たないときは、この限りでない。

(助成の方法)

第5条 市長は、小学校3年生までの子の医療費の助成を医療保険各法に基づき指

定された病院、診療所、薬局等に助成する額を支払うことにより行う。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、助成対象者に助成する額を支払うことにより行うことができる。

2 市長は、小学校3年生までの子以外の子どもの医療費の助成を助成対象者に助成する額を支払うことにより行う。

3 第1項ただし書及び前項の規定による助成を受けようとする助成対象者は、一部負担金の支払を行った日の翌日から起算して2年以内に助成の申請を行わなければならない。

(受給券の交付)

第6条 前条第1項の規定により助成を受けようとする助成対象者は、あらかじめ規則の定めるところにより市長に申請し、受給券の交付を受けるものとする。

(助成の開始)

第7条 市長は、規則で定める場合を除き、第5条第1項本文に規定する助成を前条の規定による申請を受理した日から開始する。

(届出の義務)

第8条 受給券の交付を受けた助成対象者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) 第6条の規定により申請した内容に変更が生じたとき。

(損害賠償との調整)

第9条 市長は、保険給付について、その原因が第三者の行為によって生じたものであり、かつ、その医療費の全部又は一部につき、子どもが第三者から損害賠償を受けたときは、その限りにおいて子どもの医療費の助成を行わず、又は既に助成した額を返還させることができる。

(助成金の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正な行為により子どもの医療費の助成を受けた者があるときは、その者から当該助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

(報告等)

第11条 市長は、子どもの医療費の助成に関し必要があると認めるときは、助成

対象者に対して報告を求め、又は質問することができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年12月1日から施行し、同日の医療に係る助成から適用する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の前においても行うことができる。

別表(第4条)

| 世帯区分 | 子ども医療自己負担金 | |
|--------------|-------------------|----|
| | 入院1日又は通院 1回当たり | 調剤 |
| 市町村民税所得割課税世帯 | 200円 | |
| 上記以外の世帯 | 0円 | 0円 |

注 世帯区分の認定は、毎年7月1日時点の市町村民税の課税状況とする。